

感染予防マニュアルについて

1. 感染と感染症

感染とは、何らかの微生物（病原体）が体内（臓器や組織）に進入した状態をいいます。しかし、進入した微生物全てが病気として発病するわけではなく、身体の抵抗力によってその大部分は一時的に体内に留まって追い出されるか、あるいは病気を起こさず定着（保菌状態）します。この保菌状態ではその微生物はその人には何も害を及ぼしません。

「感染症」とは、感染が原因で何らかの症状（せき、発熱、下痢など）を起こしている状態を指し、治療が必要な状態をいいます。感染症が成立するのは、病原菌が人の抵抗力よりも強くなった場合です。

よって介護の対象者が感染疾患を持っていたとしても、介護する者が皆感染するわけではありませんし、予防することも可能です。また、人は抵抗力を持っていますので、感染を受けても全てが発病するわけではありません。

介護の現場に臨む場合は、正しい知識と技術を持つことが必要です。

2. 感染予防について

感染予防のためには感染経路を遮断することが必要ですが、感染経路の遮断とは、

感染源（病原体）を持ちこまないこと
感染源（病原体）を広げないこと
感染源（病原体）を持ち出さないこと

です。そのためには下記の内容を実施してください。

1) ケア前後の手洗いとうがいが最も重要です。

感染予防において最もシンプルでかつ重要なことは、ケア前後の手洗いとうがいです。

ゴム手袋を着用した時でも、ケアの後はしっかり手洗いを実施しましょう。

本人の血液や体液（唾液・鼻汁・痰など）、傷からの分泌液、あるいは便や尿は感染源になりやすいので、感染症の有無に関係なく、これらが付着した場合はすぐに石鹸と流水でよく手洗いをして下さい。

2) 全ての感染症にエプロン（予防衣）やマスクの着用が必要とは限りません。

感染症の病気の内容と感染経路を知り、何に最も気をつけるべきかを考えて接しましょう。そして、それらを身につけた時の本人や家族の気持ちも考慮して、最低でかつ最も有効な感染防御の対応が重要です。

血液、体液、傷からの分泌液、排泄物などを取り扱うときは手袋を着用する必要があり、病原体が飛び散る可能性のあるときはマスクやエプロン（ガウン）の着用を検討することが必要です。

3) 感染を広めないために、感染症患者の訪問をその日の最後に行なうのも対応の一方の方法です。また、自分が感染症にかかった場合(たとえば風邪やインフルエンザなど)は事情を話し、訪問を休ませてもらう、あるいはその時だけ担当を交代するという対応を実施する必要もあります。

これについては職場で計画し、利用者本人と家族の了解のもとに、本人・家族の都合に合うように実施する必要があります。

3. 人権の尊重

感染症についての知識を深め、万全な対策を講じることは、利用者と自分自身を感染から守るために大事な心構えです。しかし、感染症を持つ利用者本人と家族の心を傷つけないように配慮することは介護職員として必須です。感染症のために特別な扱いを受けていると言う「差別感」や「不安感」を抱かせないように、 unnecessaryな防御や過剰な対策は意味がありませんので、必要最小限の適切な方法で接し、必要に応じた説明と心配り・気配りを忘れてはいけません。

また、感染症に関する情報は、利用者の私生活や個人情報に関係するものであるため、介護職員は職業倫理に基づいて、業務上知り得た情報についてはプライバシーの保護の観点から、業務に関与しない者には不用意に情報を漏らさないという守秘義務を徹底する責任があります。

<注>

個人情報保護の責任はありますが、利用者の感染に関する情報については必ず上司に報告をして、介護チーム全員が周知する必要があります。また、感染症者への対応については、主治医やケアマネジャーとの連携が必須になりますので、「困ったな。」と思ったら上司に相談をし、必要時には上司から経過を主治医に報告し、対応を相談してもらいましょう。

4. 感染予防マニュアルの紹介

感染予防基本テクニック「手洗い・うがい・手袋・マスク・エプロン」の使用について各感染症の特徴と対応方法について

1. MRSAについて
2. 疥癬について
3. ウイルス性肝炎について
4. 肺結核について
5. 感冒・インフルエンザについて
6. 水虫(足白癬)について
7. カンジダ症について
8. ノロウイルスによる感染性胃腸炎について
9. 麻疹について
10. 百日咳について